

# 検討会後半における議論の整理

# 検討会における論点の整理

- 第5回検討会では、検討会前半における委員のご意見を踏まえ示した論点の概略図に沿ってご検討いただいた。
- 資料2で述べたように、社会環境の変化が消防団に与える影響を踏まえつつ、第5回検討会での意見をまとめると、以下のように論点の概略図は改めて整理できるのではないか。

# 論点の概略図

論点の前提

論点  
(大項目)

論点  
(小項目)

消防団を取り巻く  
社会環境の変化

I 報酬等の処遇改善 (中間報告書)

II 消防団の存在意義・役割の再整理

III 消防団自身の  
あり方の見直し

IV 消防団に対する  
理解の促進

1 多様化する  
消防団の役割に  
即した活動の見直し

2 幅広い住民が  
参加しやすい  
運営・活動環境

1 消防団員の加入促進広報  
2 消防団自体の  
イメージアップ

① 団運営のあり方の  
見直し

② 訓練のあり方の  
検討・見直し

③ 操法大会の  
あり方の検討

① 被用者の入団促進

② 女性の入団促進

③ 学生の入団促進等

## 【大項目Ⅱ】

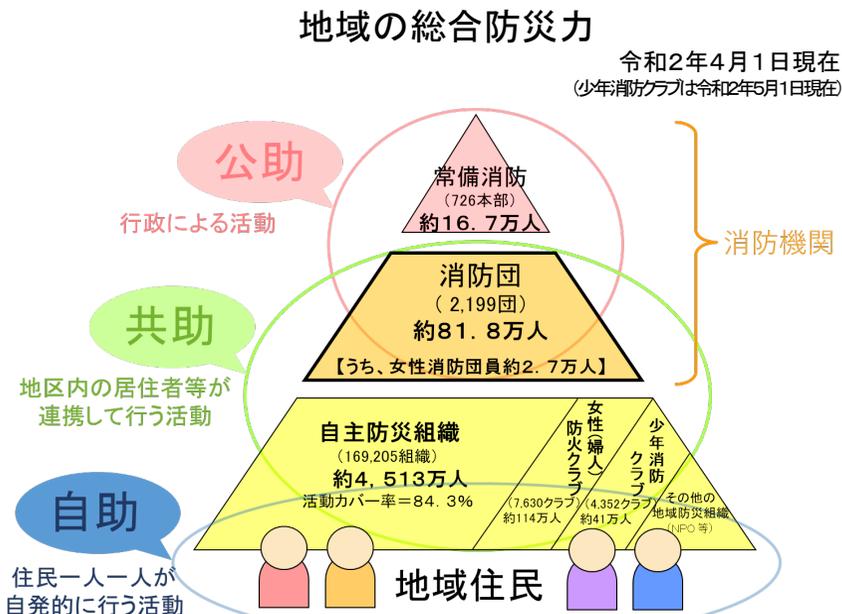
# 消防団の存在意義・役割の再整理

# 消防団の存在意義・役割の再整理①

○ 社会環境の変化に対応した消防団に関する議論の前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割を整理する必要がある。

○ 消防団の存在意義として、従来から、主に以下の点が挙げられている。

- ・ 地域密着力・要員動員力・即時対応力という3つの特性を有する地域防災力の中核
- ・ 常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う存在



(参考) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律  
(平成二十五年法律第十号) (抄)

(基本理念)

第三条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

## 消防団の存在意義・役割の再整理②

- 社会環境が変化していく中でも、このような消防団の存在意義は不変であり（むしろ大きくなっている）、引き続き、消防団という存在は継承されていかななくてはならないものである。
- また、消防団は、地域住民が主体となる組織であるという点で、同じく地域防災力を担う他の主体である、自主防災組織などと共通する点があるが、それらの組織等が各自の自主性に依拠するものであるのに対し、消防組織法において、
  - ・ 市町村の消防については、条例に従い、市町村長がこれを管理する。
  - ・ 消防団長が消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。と規定されるなど、消防機関の一つであり、指揮命令系統がはっきりしているという大きな特徴と意義を有している。

（参考）消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）

（市町村の消防の管理）

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（消防団長）

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

- このように、消防団は、いかなる災害に対しても、組織的に活動できるという特性を活かしながら、常備消防・自主防災組織等と適切に連携し、活動すべき存在である。

## 消防団の存在意義・役割の再整理③

- その一方で、消防組織法上、消防に関する責任は、市町村に帰属することとされていることから、多発化・激甚化する各種の災害に対し、消防団が、常備消防や自主防災組織等と連携しつつ、具体的にどのような役割を果たすべきかについては、各地域の実情に応じて、各市町村で十分に検討すべきである。国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう、各地域における多様な消防団活動について、情報収集・情報提供を行うべきではないか。
- 例えば、兵庫県では「災害時における住民避難行動に関する検討会」を開催し、令和2年3月にとりまとめられた報告書（次ページ参照）において、消防団による住民の避難誘導に関する取組事例が紹介されている。

（参考）消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）

（市町村の消防に関する責任）

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

# 消防団の存在意義・役割の再整理④

## 取組事例 - 2

### 消防団による住民の避難誘導（南あわじ市阿那賀小木場地区）

南あわじ市阿那賀小木場地区では、平成30年7月豪雨において、避難指示発令の約2時間前に、住民が竹藪の土砂崩れを発見し、市への通報があったことから、消防団員を現場へ派遣し、現地確認を行うとともに、iPadによる撮影動画を市災害対策本部へ送信した。



暗くなり土砂崩れの全体像が把握できない状況であったが、さらなる災害発生の可能性があったため、影響が考えられる16世帯に対して避難指示を発令し、地区消防団員が避難指示対象の全16世帯を直接訪問、避難を促し、全員が避難所に避難することができた。

夜間の避難であり、住民への速やかな説明・避難を行う必要があったが、避難住民と消防団団員は地元住民同士であるため、速やかな避難を実行することができ、人的被害はなかった。

# 消防団の存在意義・役割の再整理⑤

## 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 地元に着した地域防災力の要であり、極めて重要な役割を担っているという消防団の意義をもっと鮮明に打ち出していくべきであるとする。（小出委員）
- ▶ 事務局資料の中で、「時代の変化に合わせた」といった論点が出ているが、正義感や、世の中の役に立ちたい、人を助けたいとかいう気持ちは、昔に比べて下がってきているとは思えない。（重川委員）
- ▶ 消防団は災害ボランティアや自主防災組織、防災士等、同じような目的のものとはどこが違うのか差別化を図り、消防団の真の重要性とか、地域の中で果たしている役割をPRしていくことが重要と考えている。（重川委員）
- ▶ 消防団は、いわゆるボランティアとは一線を画するものであり、公的な消防の機関の一つとして組織的な規律も求められる。そういう点からも操法は重要だと消防庁はこれまでも説明している。（荻澤委員）

## 【大項目Ⅲ】

### 消防団自身のあり方の見直し

- 1 多様化する消防団の役割に即した活動の見直し  
＜①団運営のあり方の見直し＞

## 団運営のあり方の見直し①

- 5ページに記述したとおり、消防団は、消防組織法に基づく消防機関の一つであり、指揮命令系統がはっきりしているという大きな特徴と意義を有している。
  
- しかしながら、その特徴により、「規律や上下関係が過度に重視される傾向があり、
  - ・ 消防機関としての公的な活動が、過度に長時間にわたる。
  - ・ 一部の地域行事や懇親会など私的な活動についても参加が強く求められる。など、消防団員の過重な負担につながり、このことが、様々な住民が消防団活動に参画することの障壁となっている」とも指摘されている。

## 団運営のあり方の見直し②

- 若年層が参加しやすい消防団へ意識変革を促していくためには、他の組織においても取り入れられているように、若い団員や下の階級の団員の意見を反映するような仕組みを団運営に取り入れることが重要である。
- 例えば、第5回検討会で紹介したように、市町村の消防団担当部局が、団員や地域住民からアンケートをとるとい手法が有効と考えられるが、他にどのような手法が考えられるか。
- また、消防団の意識変革に当たっては、消防団に任せるだけではなく、管理者としての市町村の消防団担当部局が主体性を持つとともに、大項目Ⅱでの議論を踏まえ、各市町村で定めた消防団の役割が十分果たされるような団運営となるよう、積極的に取り組んでいくべきではないか。
- さらに、団員の負担軽減の観点から、一部の地域活動については、消防団の活動とはせず、例えば、祭り等の地域行事の警備については、地域の実情に応じて、民間の警備会社へ委託することなどが考えられる。

# (参考) 消防団の年間活動のイメージ

月	月ごとの行事 (記載事項以外に、研修、訓練や各種会議を随時実施)	数月にわたる行事		
4月	・団長交代式、辞令交付式、新入団員研修			
5月		<p>操法訓練 週4日程度 (2時間)</p>	<p>夜警 月2日程度</p>	<p>資機材点検 月1日程度</p>
6月	・市操法大会			
7月	・県操法大会 ・夏祭りでの特別警備			
8月	・夏休みイベントでの特別警備、広報 ・市総合防災訓練			
9月	・総合防災訓練			
10月	・全国操法大会			
11月	・秋祭りでの特別警備 ・秋季火災予防運動(パレード等)			
12月	・年末年始特別警備(パレード等)			
1月	・消防出初式 ・文化財防火訓練			
2月	・消防署・消防団連携訓練(火災対応)			
3月	・春季火災予防運動(パレード等) ・野焼き警戒			

## 団運営のあり方の見直し③

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 当町では、行事の見直しの一環として、防火パレードを廃止した。一方で、住民に対する火災防止の啓発については引き続き行っている。（太田委員）
- ▶ 新たな災害環境に消防団としてどのように立ち向かうかということを考えることは重要。常備消防との連携は密にしていかなければならないと思う。（秋本委員）
- ▶ 「消防団幹部実務必携」という研修素材や、「地域防災力の充実強化と消防団」という資料集を全国にお配りしている。こういったものを見ていただきながら、これからの消防団活動として何をやっていくか検討を進めて頂ければと思う。（秋本委員）
- ▶ 上層部と末端の団員の意見が乖離している。下の団員の意見を吸い上げていくべきである。その点、今回の資料にあるアンケートは大変参考になった。各団体においても調査するのが良いのではないか。（太田委員）
- ▶ いろいろな団員に話を聞いたが、訓練が厳しいからいやだ、時間が取られるからいやだという団員はいない。むしろ役に立つことであれば家族の理解を得られる。使命感を損なわず、本当に必要な活動を、限られた時間を使ってやる必要があると考えている。（重川委員）

**【大項目Ⅲ】**

**消防団自身のあり方の見直し**

- 1 多様化する消防団の役割に即した活動の見直し  
＜②訓練のあり方の検討・見直し＞

# 訓練のあり方の検討・見直し①

- 現在、多くの消防団の訓練の中心が、操法大会に向けた訓練となっている。
- 操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものである。

しかし、「操法大会に参加するためだけに、火災現場の実情に合わないような訓練を過度に実施する消防団も少なくなく、このことが消防団員の負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている」と指摘されている。

## 【火災現場の実情に合わない指摘されている訓練の例】

- ・ ポンプ車のドアを一斉に閉める、集合時に全隊員のかかとを揃える等、団員同士の動作を過度に合わせること
  - ・ 計測タイムの短縮だけを過度に追求すること
  - ・ 1番員なら1番員だけ、2番員なら2番員だけと、限られた役割のみを過度に反復すること
  - ・ 選手として操法大会に参加しない団員は、見取り訓練や補助業務のみ実施すること など
- そのため、操法の訓練を実施するにあたっては、消防技術の習得といった操法本来の意義を改めて各消防団・分団に周知・徹底するとともに、過度に操法大会を意識した訓練についてはこれを見直し、大会に出場したい人だけが参加するなど、適正化を図ることが必要ではないか。

## 訓練のあり方の検討・見直し②

- また、近年の災害の多様化を踏まえると、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練を優先的に行うほうが、地域防災力を高める観点から適切であるという地域も存在すると考えられる。
- そうした地域については操法の訓練に拘るのではなく、大項目Ⅱでの議論を踏まえ、各市町村で定めた消防団の役割を十分果たすために、第5回検討会で紹介した訓練の事例も参考にしながら、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練の導入について、積極的な検討を各市町村・消防団へ促してはどうか。
- また、消防団にとって有効だと考えられる訓練事例等については、引き続き、国からも情報提供等を行っていくことが望ましいのではないかと。

## 訓練のあり方の検討・見直し③

- 一方で、既存の訓練に加え、上記の訓練を新たに開始する場合、訓練が過多となり、団員に過度な負担を強いる可能性があることに留意が必要である。
- そのため、訓練の総量については団員の負担を考え、過剰なものとならないよう配慮すべきである。

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ やはり操法は消防団の基礎である。大会への参加を見直した団も、操法とか消火活動をやめたわけではなく、操法を基礎として行っているし、諸外国でも同様の訓練をやっている。（秋本委員）
- ▶ 色々な災害の対応に重点がうつっている。火災だけではなく、これらの対応についても訓練すべき。（太田委員）
- ▶ 一定の指揮・規律、機械・器具の取扱い等は、しっかり訓練を通じて身につけていくことが、団員自身の安全を確保するためにも重要である。市原市でも、令和元年の台風災害において、瓦礫の撤去から避難所の運営、広報活動等、消防団の活躍は非常に大きなものがあつた。災害に即した訓練は重要である。（小出委員）
- ▶ 放水訓練や、長距離の中継訓練、昨年度導入したデジタル無線を使った訓練も進めていきたい。災害対応という部分と自身の安全確保のために何をすべきかという、いい意味での訓練見直しが必要だろうと思っている。（小出委員）

## 訓練のあり方の検討・見直し④

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 水利の少ない場所における放水訓練など、現場に即した、常備消防との連携訓練を進めていきたい。操法大会は今後見直しをしていただけたらということだが、操法は基本中の基本なので、訓練はしていただけるよう働きかけをしていきたい。（石橋委員）
- ▶ 時と場合によっては、消防団は常備消防よりも危険にさらされるが、その割には防火・防災に関する知識や技術、装備といったところが貧弱であり、早く改めるべきだと感じている。京都市の訓練は、団員の安全を守り、そして防災力を上げ、さらに団員のやる気を前向きに引き出していくという、大変良い取組だと感じた。（重川委員）
- ▶ 操法については、現場に即した操法（になっているのかという点）と、負担の大きさが問題になっている。負担の大きさについては議論が少なかったが、タイムを過剰に意識していることや、訓練期間が非常に長いことなどの課題がある。若い人から負担について意見が出ているのであれば、そこはしっかりここで議論しなければならない。（山内委員）

## 【大項目Ⅲ】

### 消防団自身のあり方の見直し

- 1 多様化する消防団の役割に即した活動の見直し  
＜③操法大会のあり方の検討＞

## 操法大会のあり方の検討①

- 操法は消火活動の基礎を身につけるための訓練であり、その技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図ることが、本来の操法大会の趣旨である。
- 昭和30年に国が発出した通知（P21・22）において、操法大会の目的や、留意点について記述されている。
- しかしながら、「訓練のあり方の検討・見直し」（P14～P18）での議論のとおり、「操法大会を過度に意識した訓練が行われている」とともに、「操法大会での行動様式が、火災現場の実情と合わず、形式的なものとなっている」との指摘がある。
- 操法大会の意義等については、昭和30年の通知は発出から約70年経過しているが、なお現代的な意義を有していること、当該通知の趣旨を踏まえていない大会運営がなされている事例も指摘されていることから、各地方公共団体に対して、国から改めて周知・徹底することとしてはどうか。

# 操法大会のあり方の検討②

(参考) 消防操法大会等の運営について (昭和30年8月23日付国消発第674号通知 (国家消防本部長から各都道府県知事へ通知))

消防行動の適確は、一に平素の消防諸訓練の成果如何にかかるところであり、特に消防操法の訓練成果が、直接火災防御行動に影響することは言を俟たないところである。

これがため消防機関においては、常時消防操法の訓練を怠らず、**団体的規律行動の適切と消防技術の向上**に鋭意努力されているのであるが、**更に一層の向上を図る一方法として適時適所に消防操法大会等を開催**し、各消防隊は平素の訓練成果を堂々と公表して審査を受け、この目的を達成しつつあることは、洵に適切であって、市町村はもとより都道府県においても、今後とも大いに実施せられたい。

なお、これが運営にあたっては、主として左記諸点に十分留意の上、目的達成に万全を期されるようお願いとともに、貴管下市町村にこの旨連絡方を願いたい。

## 記

- 1 消防操法大会等の真意義を理解し、特に出場隊は、徒らに勝敗に拘泥しないこと。

**消防操法大会等の開催は**、出場隊が一堂に会して当時の訓練成果を発表し、審査結果による不備欠陥を今後において是正し、**団体行動はもとより消防技術の完璧を期するにある。**

従って、**徒らに出場隊は、勝敗にこだわり、開催の目的に背き、物議をかもすが如きことがないよう、平素における指導の適切を望むもの**である。なお、各消防機関は、都道府県又は市町村において行う消防操法大会等に率先参加し、各隊と同一種目による演技をもって開催目的を達成するよう心掛けしめなければならない。

- 2 審査員の資質の錬磨と審査技術の向上に留意すること。

審査員が審査技術に未熟であっては、出場隊の不備欠陥を正確に指摘することはできない。審査員は十分に資質の錬磨と審査技術の向上を図るように努めなければならない。なお、審査の方法については、「消防操法審査実施要領について (昭和29年1月14日付国消教発第3号)」を参照されたい。



# 操法大会のあり方の検討③

(参考) 消防操法大会等の運営について (昭和30年8月23日付国消発第674号通知 (国家消防本部長から各都道府県知事へ通知))

## 3 操法の内容がマンネリズムに堕さないこと。

消防操法大会等における演練種目は、地方的実情により主として使用している機械によるものと思われるが、その内容は、往々にしてマンネリズムに堕し、開催目的を十分に発揚しえない結果となることがある。もとより演技は、「消防操法の準則 (昭和28年国家公安委員会告示第3号)」に則り定められた規則に基き常時実施されている訓練の成果を演練するものであることは、いうまでもないことであるが、大会等開催の計画樹立にあたっては、この点十分留意し、計画の改善に努めなければならない。

## 4 出場隊の選抜或いは大会運営等に多額の経費を支出しないよう自粛すること。

出場隊の選抜に際し、又大会等開催にあたって、あまりに多額の経費を支出することは、今後の大会等の運営を不可能にするかもしれないので、各消防機関は、この点十分自粛自戒し、大会等開催の真意義の挙揚に万全を期せられたい。

## 操法大会のあり方の検討④

- これまで記述してきたような、本来の趣旨に沿った操法大会とするため、全国消防操法大会は日本消防協会・消防庁において、都道府県や市町村の操法大会は各主催者において、適切なあり方を検討すべきではないか。
  
- 大会の内容については、次の点を踏まえながら、そのあり方を検討してはどうか。
  - ①任意参加の大会であることを明確化すること
  - ②安全な動きや、実際の火災現場で役立つような動きを審査基準とすること  
(参考) 操法に起因する公務災害の発生件数 644人/1,254人 51.4% (H30年度)
  - ③形式的すぎる動きを審査基準としないこと
  - ④実際の災害現場での活動に即した服装や装備での参加を必須とすること
  - ⑤計測タイムの短縮を過度に追求しないこと
  
- 実際に、第5回検討会でご紹介いただいた京都市のほか、東京都でも、操法大会に係る過度な負荷や訓練時の安全性に配慮するため、基準タイムより短時間で操法を行っても加点しない取扱いとするなど、操法大会の内容に工夫を講じている地方公共団体もある。
  
- このような操法大会に関し工夫している事例を、国から情報提供してはどうか。

## 操法大会のあり方の検討⑤

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 今の操法大会については、これでいいのかなという思いがある。2か月くらい練習をするのは大変であろうし、タイムを重視する練習で怪我也多く、団員の負担が大きい。操法大会はある程度重要性はあるが、時代にあった大会をやるべきである。3年前から団と話し合いをしてきたが、大会ではなく装備に予算を回したいこと、また、大会が団員確保のネックになっていることから、今年から操法大会への参加を中止した。（太田委員）
- ▶ 山内委員に御説明いただいた、現場での消火活動に直結する操法は参考になった。ただ、京都市のような装備が全国の団に整っているわけではない。そのあたりも考えて全国大会を実施していかなければならない。（秋本委員）
- ▶ 今回の操法大会の検討過程で運営委員会や審判員に意見を伺い、現場の動きに直結する基本動作は変更しないが、いかにもパフォーマンス的な、あるいはセレモニー的な動作というものについては将来にむかって見直す方向となった。今年も中止となってしまったが、操法大会をなんとか続けていきたいと思っている。（秋本委員）
- ▶ 神奈川県では火災出動が減っている一方、災害対応が増えている。近年も台風による水害を受け、避難の呼びかけやお年寄りの救助を行っており、こうした活動を見て、地域の方々にも初めて消防団の重要性が認知されている。そういった事情もあるため、神奈川県内の市町村でも、火災防御のために開催される操法大会について温度差があるのが実情。（花田委員）
- ▶ 神奈川県では、令和元年に全国女性消防操法大会を観光地の赤レンガ倉庫で行った。多くの観光客の目に触れることとなり、操法を認知してもらうにあたり有意義であった。操法は基本中の基本であり、それをどうするかは大きな議論が必要。（花田委員）

## 操法大会のあり方の検討⑥

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 操法大会については、市原市においても、分団ごとでかなりの温度差がある。消防局としても消防団に対して1年おきに行うのはどうかと提案したが、団での議論の結果、引き続き毎年行うこととなった。（小出委員）
- ▶ 操法の見直しの中で、競技用の操法と実戦用の操法を分ければ、加入促進がしやすくなるのではないかと考えている。（石橋委員）
- ▶ 操法を経験したことでメンバーとの間に大きな絆が生まれたと考えている。なくすのではなく、団員の負担がかからない方向で見直しを行う必要があると感じている。（安達委員）
- ▶ 操法大会の在り方が問題視されているところであるが、操法そのものは消防団員の安全かつ迅速な活動に資するという点で大切であると考えている。しかし、大会のためだけに数か月にわたり時間が割かれるとなると、様々な活動を必要としている中で、果たしてそれでいいのかという議論が出てくる。操法も含めてよくないという意見も多く、次世代の子どもたちは操法があるのなら、消防団はきついところなのでやめようになってしまう可能性もあるので、そのあたりの検討も必要ではないかと考えている。（竹内課長（太田委員代理））

**【大項目Ⅲ】**

消防団自身のあり方の見直し

2 幅広い住民が参加しやすい運営・活動環境  
＜被用者、女性、学生の入団促進等＞

# 被用者、女性、学生の入団促進等

- 被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層である。
- 当該層の入団を促進するため、消防庁がこれまで行ってきた各種取組の深化や、各団体が行っている先進的な取組を参考に、積極的な入団促進を行うべきである。
- 例えば、多様な住民を受け入れるためには、各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別消防団の創設が有効であると考えられることから、積極的に推進していくべきではないか。

## 【機能別団員・機能別消防団の例】

- ・ 大規模災害団員（機能別消防団員）  
自主防災組織等で防災活動を中心に担う地域住民が団員となり、大規模災害時に地域住民への情報伝達や避難誘導等を速やかに行う役割を担う。
- ・ 応急手当普及団員（機能別消防団員）  
応急手当普及員の資格を有し、消防団員への普通救命講習を実施するなど、応急手当の普及啓発活動について専門的な役割を担う。
- ・ 元消防職員分団（機能別消防団）  
元常備消防職員で構成し、常備消防と消防団との調整役を担ったり、専門的な知見を活かし、基本分団等への指導を行う役割を担う。

# 被用者の入団促進

- 被用者の入団促進には、企業の理解の促進が前提となる。
- この点、企業の消防団活動への理解を醸成するために、消防団協力事業所制度は有効と考えられ、更なる活用を進めるべきである。
- さらに、消防団加入による企業側のインセンティブとして、既に複数の県で導入されている消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置等について、検討することを改めて消防庁から促してはどうか。
- また、市町村域を超えて通勤等する人がいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は、市町村が主体となる事業のみでは限界がある。
- そのため、特に被用者の入団促進に当たっては、商工団体等に対する働きかけなど、都道府県も主体的に関与すべきではないか。

## 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 消防団の団員確保は長年の懸案事項であり、考えていかなければいけない。当町は他市町村に勤める団員も多く、また町の人口流出も深刻で、若者も減っている。（太田委員）

# 女性の入団促進①

- 女性団員数は一貫して増加しているものの、未だ女性団員は少ない現状がある。  
(参考) 全消防団員に占める女性の割合 : 3.3%  
女性消防団員がいない消防団数 : 548団/2,199団 (R2.4.1現在)
- 多様な住民が参加しやすい消防団となっていくためにも、現在、女性団員がいない消防団は、速やかに加入を進めるべきである。
- また、女性団員が活動しやすいよう、例えば緊急防災・減災事業債を活用した、消防団拠点施設の増強の一環としての女性用更衣室の整備等を通じ、更なる環境整備に努めるべきである。
- 今後さらに女性を含む多様な団員を増やすためには、消防団運営に幅広い住民の意見の反映が不可欠であることから、若年層だけではなく、女性団員にもアンケートなどにより、多様な意見を吸い上げてはどうか。
- また、国において、女性団員の活躍の好事例を収集し、市町村に情報提供してはどうか。

## 女性の入団促進②

- まずは、女性団員の加入促進に取り組んだうえ、将来的には、ジェンダーに関係なく、団員個人が個性を発揮できるような消防団となっていくことが望ましいのではないか。

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 女性消防団について、例えば神奈川県では、普段マンションに住んでいて、災害の際には、本署との連絡や物資の調達を行いつつ同じマンションの住民の避難誘導に当たっていただく女性団員の方がいる。また、非常食の試食会を開催し、そこで女性消防団員の勧誘を行うケースもある。地域の実情によって団の在り方は異なるので、最終的には市町村が判断するのではないか。（花田委員）
- ▶ 全国女性消防団員活性化大会にも参加した。こういった大会に参加することで、他の地域の活動を参考にすることができるので大変良い大会だと感じている。事務局資料では、女性団員は増加していると書いてあったが、鳥取だとむしろ減少しており、PRが足りないと考えている。先日地元紙にも取り上げてもらい、活動を知ってもらうことができた。広報の活用は大事である。（安達委員）
- ▶ 平成25年の消防団等充実強化法制定以降、女性用トイレやクーラーの設置など、団の機庫が充実した。これもPRして加入促進に利用していきたい。（石橋委員）
- ▶ 昔と違い、男性も、保育園の送り迎えや子供の教育、学校行事等、積極的に家庭生活に関与しているので、消防団活動があるから家族も理解をしてほしいということは通用しない。女性もまた男女平等という意識で育っており、男性の添え物的な活動内容では満足しない人もいるため、ジェンダーの特性ではなく、個人の特性を生かすことが重要であると考え。（重川委員）

# 学生の入団促進等①

- 学生の入団促進に当たっては、学生の消防団員のインセンティブとなる学生消防団員認証制度が有効であると考えられる。
- 特に、住民に占める学生の割合が高い大学立地自治体は、速やかに、学生消防団員認証制度を導入すべきである。

## 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 千葉市内には大学が増えてきており、地域における大学生は非常に有力な団員になると思っている。千葉の大学を卒業して地元に戻ったときに、千葉の大学で4年間消防団活動をしてきたというような認証をもって、地元の就職のときに活用できるような対策を取れるとよいと考えている。（石橋委員）
- ▶ 市原市においては、企業に対して、学生消防団活動認証制度が浸透していないという状況が見受けられるので、もう少し強くPRをしていくべきだろうと思っている。（小出委員）

## 学生の入団促進等②

- 高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要である。
- そこで、高校生に対するアプローチとしては、先進事例を参考にした機能別分団の創設や少年消防クラブの対象年齢引き上げ等の対応による、在学中及び卒業後の消防団への加入を円滑にする意識啓発を推進すべきである。
- 特に、高校生については、高校を通じた周知・広報が基本となることから、市町村が主体となる事業のみでは限界があり、都道府県（都道府県教育委員会）が主体となる意識啓発事業の実施を促すこととしてはどうか。

### 【都道府県教育委員会が行う意識啓発事業の例】

- ・ 避難訓練時に消防団員を講師として招へいし、講義や放水体験を実施する
- ・ 総合的な探求の時間等で、地域防災をテーマに消防団員にインタビューする など

## 学生の入団促進等③

- 実際に、青森県では、高校生の少年消防クラブ員が多い。これは、対象年齢の引上げを要請した消防庁通知や、地域防災力向上のための次世代の人材育成について、地元議会で取り上げられたことを契機として、各高校に働きかけを行い、クラブが結成されたことによるものであり、このような取組を行うよう、消防庁から各都道府県に働きかけるべきではないか。
- また、文部科学省も学校安全の推進のため、消防団を含む防災部局との連携を推奨している。

(参考) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課作成の刊行物) (抄)

### 第5章 安全教育と安全管理における組織活動

#### 第2節 家庭・地域・関係機関との連携

##### 1 学校安全推進のための連携体制づくり

地方公共団体においても、教育委員会、私立学校担当課、防災担当部局、警察のほか、気象台や地方整備局等が連携を図りながら、地域にある学校が安全に関する情報共有ネットワークの中に含まれるよう留意して対応することが必要である。

- 消防庁においては、高校における高校生の意識啓発事業を円滑に推進する環境整備のために、文部科学省との協議を行うべきではないか。

## 学生の入団促進等④

- なお、少年消防クラブの名称は法律用語であるが、男児に限ったものではない※なので、地域の実情に応じて名称変更しても差し支えない旨を周知することとしてはどうか。

※少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）など、法令上「少年」という文言を使用しても、性別に関わらず適用されているものと同様。

（参考）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）（抄）

（自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割）

第十八条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 若年層については、幼稚園から小学校までは消防クラブなどがあるが、中学生・高校生に対しては（消防団の理解に）不足があると感じているので、教育委員会に対し、消防団の重要性を働きかけていきたいと考えている。（石橋委員）
- ▶ 少年消防クラブについては、女性や中学生・高校生の加入促進という観点では、「少年」消防クラブという名称に違和感がある。東伊豆町には少年消防クラブはないが、小さい頃から防災に親しむ機会が必要だと考えている。（竹内課長（太田委員代理））

## 学生の入団促進等⑤

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 高校生や中学生に消防団活動について理解をいただくことが大切。当町では、町の防災訓練に、中学生から参加してもらっている。そういう方に対し入団に向けてのアクションを起こせないか模索したいと考えている。（竹内課長（太田委員代理））
- ▶ イギリスやドイツでも中学生・高校生が大活躍している。高校生（について）は、消防団員が小学生と一緒に訓練をしたりしている姿を見て、そのまま消防団員になるという話を聞いたので、日本でもそういう形ができないかと思っているところ。（室崎座長）
- ▶ 京都市では、少年消防クラブを「ジュニア消防団」と改称し、消防団に中心となり指導育成を行ってもらい、消防団詰所・器具庫に子供たちに行ってもらうなど色々なことに取り組んでいる。また、高校生については「防災ハイスクール」として、団員が高校に出向き、防火・防災に関する話をしてもらっている。（山内委員）
- ▶ 大学生については、学生は2～3年で辞めるというイメージから団側は消極的だったが、それでも入ってもらうと好評で、若返りと活性化が生まれた。また、教育、交流、広報については、若手を中心とした消防団充実強化実行チームというのをつくり、消防団フェスタの運営や Facebook の運用などを、自分たちで考えてやってもらっている。非常に動きもよく、また我々以上にアイデアもユニークで、大いに取り組んでいただいている。（山内委員）
- ▶ 少年消防クラブは現在約 40 万人在籍しており、力をいれている。国内、そして海外との交流会や、リーダーどうしの研修会、活動事例集の配布などを行っている。少年消防クラブに力を入れると、その母親たちが女性防火クラブに携わったり、また、地域の自主防災組織の活動にもつながったりする可能性があるため、これからも子どもたち、女性、地域の自主防災組織などの色々な方たちとのつながりをつくっていきたい。（秋本委員）

## 【大項目Ⅳ】

### 消防団に対する理解の促進

#### < 1 消防団員の加入促進広報 >

## 消防団員の加入促進広報①

- これまでの消防団に関する広報により、「消防団」自体の認知は進んできている。
- まずは、ホームページ・広報誌等、消防庁や各地方公共団体が保有する既存の広報手段を広く使って、加入促進広報を行うべきである。
- その際には、より住民の心に届く、実際の消防団員の声や活動の様子を写真や動画で掲載するなど、消防団のやりがいがわかるようなものとするべきである。
- なお、消防団への加入のインセンティブとなる報酬等の処遇についても、積極的に広報していったらどうか。
- また、加入したいと思った人が、すぐ加入できるよう、いつでも入力可能なオンラインの加入フォームの整備を各市町村に促すこととしてはどうか。

## 消防団員の加入促進広報②

- 若年層の新規入団者の確保のために、若年層の主な情報入手手段がSNSであることを踏まえ、消防庁や地方公共団体における消防団員の加入促進広報においても、SNSの積極的な活用を検討すべきである。
- 他方、SNSは双方向のコミュニケーションツールのため、団活動の実態が伴わないとコメント等で逆効果となるおそれがある。
- 広報活動の前提として、消防団自身のあり方を時代に即したものとすべきであることを本検討会として、明確に打ち出すべきではないか。

## 消防団員の加入促進広報③

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 今回の消防庁の資料などを公表して、国民から幅広く意見をいただいたり、地域のきらりと輝く消防団の活動事例をSNSに投稿したりということを通じ、入団を促進していくことが必要ではないか。（花田委員）
- ▶ 団員確保については、災害が起こったときに大変なので、地域の自治会長にお願いをしたり、団員がそれぞれの知り合いに声をかけたりすることを行ってもらいながら、団員が入りやすい環境（を作っていくこと）が重要。各団に声をかけながら、一人でも多くの団員確保、地域の防災力強化のために努力していきたいと思っている。（石橋委員）
- ▶ 秋の市民体育大会などの行事で消防団のPRをすることで、若い人たちに興味を持っていただきたいと思っている。資料にあったラジオ放送は加入促進に役立っていると思うので、有意義に活用したい。（石橋委員）
- ▶ 毎日5分ずつ、消防団員を紹介するテレビ番組を放送することは面白いのではないか。（秋本委員）
- ▶ SNSを用いたPR方法が一番であり、若者に対してはテレビよりも効果が高いだろうと考えている。（安達委員）

## 消防団員の加入促進広報④

### 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 一般的には、市町村が消防団を整備していることや、消防庁が関係していることも知られていない。消防団をよく表すキーワードである「防災」「災害」「社会」「地域」「貢献」「ボランティア」といった用語をインターネットで検索しても、消防団が引っかけられないことに問題がある。こういった用語に関心のある人はたくさんいるが、彼らはどうすれば良いか分からないまま実行（入団）に至らない。いかにして検索上位にくるようにするか工夫がいる。（重川委員）
- ▶ 自分もFacebookをやっているが、防災士の情報が圧倒的に多い。消防団はまだ発信が弱い。団員が発信していく形も必要だと感じている。（室崎座長）
- ▶ 加入促進の広報にあたっては、前半戦で行った個人に報酬等を直接支給するといった報酬制度の見直しが一番の広報になると思っている。（山内委員）

**【大項目Ⅳ】**

**消防団に対する理解の促進**

**< 2 消防団全体のイメージアップ >**

# 消防団全体のイメージアップ

- 消防団の円滑な活動のためには、時代に即した消防団自身のあり方の変化だけではなく、社会における消防団の地位の向上、すなわち消防団のイメージアップ（社会全体で応援していこうという雰囲気づくり）も肝要である。
- 「これまでの消防団」から「時代に合った消防団」へ変わったということをアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報も充実させることとしてはどうか。

## 【第5回検討会における関連意見】

- ▶ 広報しても、消防団に興味がないと、テレビやラジオもサイトも見てもらえない。今回の検討会を踏まえ、これまでの団のあり方とどのように変わったのかということを中心に発信した広報活動が必要なのではないか。（竹内課長（太田委員代理））
- ▶ まずは消防団への理解と、その役割を知ってもらうことが一番大切なのではないかと感じている。（安達委員）
- ▶ 広報というのは、伝えるから伝わる、伝えたものが行動に移ることが非常に大事だろうと思っている。国の取組を、市原市としても有効に使っていきたいと思っている。広報戦略は非常に大事なこと。現状興味がない方たちにいかに興味を持っていただいて、社会的な位置づけを理解していただくかが、これから最も大事だろうと思っている。（小出委員）
- ▶ 消防団の活動において、家族の理解というものは非常に重要である。市原市では、市の消防操法大会で優勝した団員の配偶者や母親に対し感謝状をお渡ししている。（小出委員）